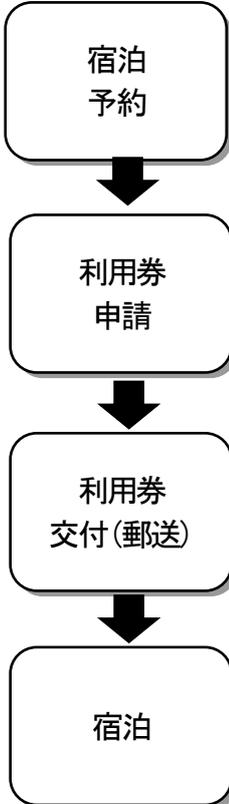


リニューアル 2022 年度「指定宿泊施設利用補助」実施要項

(1) ご利用方法



- ・指定宿泊施設へ直接予約をお済ませください。
※旅行者、ポータルサイト、日教弘会員証(日教弘クラブオフ)を通して指定宿泊施設を利用する場合、補助券の発行はできません。
- ・宿泊日の1か月前から10日前までに申請書を弘済会へ郵送(必着)してください。
- ・ホームページからの申請も可能です。
- ・会員資格を確認いたします。
- ・利用券をご自宅または勤務校園に普通郵便で郵送します。
※申請期間以外のお申込みについては利用補助券の発行(送付)はいたしません。
- ・チェックインの際、利用券をフロントにご提出ください。
- ・精算時に補助額が差し引かれます。

(2) 申請資格

次のいずれかの保険にご加入(加入契約日以降効力発生)いただいている本人が大阪支部又は日教弘の指定宿泊施設に宿泊される場合。

- ・ユース教弘保険
- ・新教弘保険 (A型・B型・K型・S型)
- ・教弘保険(第1種から第4種)
※資格外の例 ・上記保険以外のみにご加入の方。

(3) 申請期限

宿泊日の1か月前から10日前までに(事務局へ必着)に申請してください。

(4) 補助額

1泊につき5,000円(年度内4泊まで・連泊可)

(5) ご利用いただけない場合

- ①旅行者又は日教弘会員証(日教弘クラブオフ)のサービスとの併用の場合。
- ②宿泊補助券に記載の「利用者」「宿泊日」「宿泊施設」以外で使用する場合。
- ③チェックイン時に宿泊補助券を提出されなかった場合。
- ④インターネット上で予約申し込みをされた場合。

(6) ご注意いただくこと

- ①宿泊後の利用券発行はできません。

② 利用券発行後、宿泊のキャンセル等で利用券をご利用されなかった場合は必ず利用券を返却してください。返却いただけないと利用回数の取り消しができません。

③ 利用券のお申込みについては、電話・FAXでの受付はできません。

(7) 申請方法

弘済会大阪支部事務局へ郵送または、ホームページから申請してください。

〒542-0062 大阪市中央区上本町西 5-3-5 上六F ビル 11F

公益財団法人 日本教育公務員弘済会大阪支部

TEL 06-6768-0631

(担当：井上 裕江)

(8) その他

実施要項等は、年度ごとに変更される場合があります。最新の情報は、弘済会だよりまたは、ホームページ (<http://www.kyokou.or.jp>) をご覧ください